

外国人登録制度と在留資格制度

A 外国人登録制度

外国人登録法（外登法） <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27HO125.html>

Cf. 在留カード制度への切替え

<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/koumoku1.html>

1 対象者

外登法2条1項、3条柱書

⇨条約上の適用免除：外交・領事特権その他の特権免除享有者

日米地位協定9条2項 [B2010; 13-18; 932頁 / B2011; 946ページ]

⇨国際儀礼上の（? + !）適用免除：「外交」「公用」（入管法別表第一の一 →後述）

2 登録事項（外登法4条）

在留資格・在留期間を含む

3 管理機関と制度

a 市町村への国の機関委任事務

b 登録原票と登録証明書（登録証）

c 定期的確認

いわゆる切替登録（同11条）：原則5年、永住者・特別永住者7年

4 履行確保措置

a 登録・定期確認の罰則による間接強制（同18条1項1号）

b 登録証明書常時携帯義務（同13条）←罰則（同18条の2第4号、19条）

[判例] 高知簡判1967(S42)・9・29 刑集24巻4号209頁 LEX/DB27670432

B 在留資格制度

1 制度の趣旨：

日本に在留する限り在留資格なしに滞在することはありえない

（入管法2条の2 [B2010; 3-32; 268頁 / B2011; 268頁]）

Cf. 「特別の規定」

2 在留資格の特徴

入管法別表第一（一～五） [B2010; 289頁 / B2011; 290頁] Cf. 別表第2

★日本は「非熟練」外国人労働者を受け入れていないとされているが、それは法律上、どのように担保されているか